

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市に点在する歴史的建造物については、これまで、文化財保護法に基づく指定や登録、佐賀県文化財保護条例や鹿島市文化財保護条例に基づく指定を行い、保存活用に取り組んできた。

しかし、本市には未だ法令等に基づく指定等が行われていない歴史的建造物が多数存在している。これらについては、今後、適切な措置をとり、保存活用を推進していく。

特に、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物については、歴史まちづくり法第12条第1項の「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

歴史的風致形成建造物に指定された建造物は、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除去の届出が必要となるが、修理、修景に係る補助制度の活用が可能となる。

指定要件を満たす建造物を積極的に歴史的風致形成建造物に指定することで、今後、法令に基づく指定等文化財の保存活用に加え、それ以外の歴史的建造物の保存活用も推進していく。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定は、建造物の所有者の同意を得ることを前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たすものに対して行う。

(1) 指定対象

歴史的風致形成建造物は次表に示す要件のいずれかを満たすものを対象とする。(国の重要文化財建造物等及び伝統的建造物群保存地区内の建造物を除く。)

指定対象の要件	
1	文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく国の登録文化財
2	佐賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県重要文化財
3	鹿島市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市重要文化財
4	その他鹿島市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で市長が認めたもの

※文化財保護法第 57 条第 1 項：文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。」

※佐賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項：教育委員会は、有形文化財（文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定がなされたものを除く。）のうち佐賀県にとって重要なものを、佐賀県重要文化財に指定することができる。

※鹿島市文化財保護条例第 4 条第 1 項：教育委員会は、有形文化財（文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定がなされたもの又は県条例第 4 条第 1 項の規定による佐賀県重要文化財の指定がなされたものを除く。）のうち鹿島市にとって重要なものを鹿島市重要文化財に指定することができる。

(2) 指定基準

歴史的風致形成建造物は築 50 年以上を経過した建造物とし、次表に示す基準のいずれかを満たすものを指定する。ただし、所有者又は管理者等により、将来にわたり当該建造物の適切な維持管理を行う意向を有することを確認した上で指定する。

指定基準	
1	建造物の形態又は技術上の工夫が優れている建造物
2	地域の歴史を把握する上で重要な建造物
3	まちなみの構成要素として重要な建造物
4	地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

3 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補となるものを以下に示す。

このほか、歴史的風致形成建造物の指定の要件を満たすもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、調査及び指定をしていく。

表 歴史的風致形成建造物指定候補の一覧

番号	名称	写真	所在地	所有者	建築年	関連する歴史的風致※	備考
1	ことひら 事比羅神社 石段		鹿島市 浜町	松岡神社	明治 初期	肥前 浜宿	
2	松岡神社		鹿島市 浜町	松岡神社	江戸期	肥前 浜宿	
3	たいちじ 泰智寺山門		鹿島市 浜町	泰智寺	江戸期	肥前 浜宿	
4	ふくちよ 富久千代 酒造		鹿島市 浜町	富久千代 酒造(有)	大正 10年 (1921)頃	肥前 浜宿	国の 登録 文化財
5	つたや 津多屋		鹿島市 ふるえだ 古枝	八犬伝 総本家	大正期	祐徳 稲荷	
6	ゆうとく 祐徳稲荷 神社 境内社 みょうぶ 命婦社		鹿島市 古枝	祐徳稲荷 神社	享和 4年 (1804)	祐徳 稲荷	県 重要 文化財

※「肥前浜宿」…「肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致」

「祐徳稲荷」…「祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致」

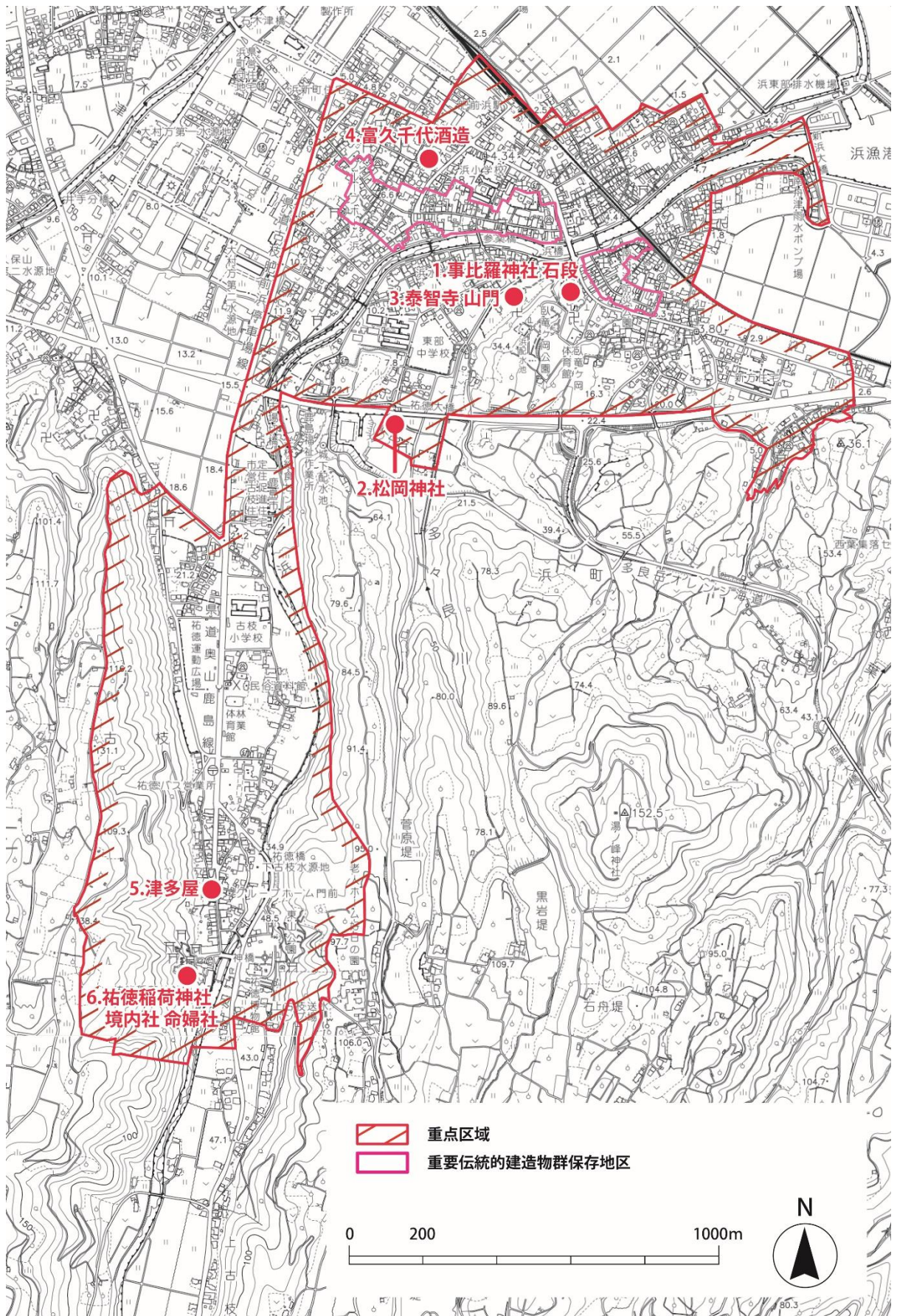


図 歴史的風致形成建造物指定候補 位置